

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	坂本 (坂本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

○地域内における70歳以上の農地面積が4.0haあり、うち、後継者不在の農地が3.1haとなっている。  
○今後も地区農業者の高齢化と農業者の減少が見込まれるため、農業後継者や担い手の確保が課題である。  
また、遊休農地化を防ぎ、農地の有効利用を図るためには、引き続き地域全体で農地利用調整する機会を継続していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

○当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。  
○地区農業者の高齢化と減少により農業後継者不足が顕著である。農業後継者、担い手確保を進める。  
○農地の有効利用を図るため、農事部(農会)で耕作者の情報や意向を早めに収集し農地利用調整を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○坂本営農ファーム、規模拡大意向農業者への農地集積・集約化を目指す。 ○集積・集約化は原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
○担い手や農業者が効率的で営農し易いほ場にするため、農道や水路の再整備を検討する。 ○坂本ヨガイ揚水機場の更新に向け地元合意を図り、再整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○農業者の高齢化と農業者が減少が見込まれるため、坂本営農ファームの後継者育成を早急に検討する。 ○他地区の担い手や農業者も交え伊佐地域全体で担い手育成を図る。 ○地区内定年退職者や地区外の農業者、後継者に担い手参加を求めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦保全・管理等  
年2回の点検を行い、多面的機能支払交付金を活用しながら補修していく。
- ⑧農業用施設の維持  
日役や水利委員等のルールについて検討する。